

気仙沼市復興推進計画

令和5年10月6日
宮城県気仙沼市

1. 計画の区域

気仙沼市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の地震及び津波により、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害が生じた。本市においても、沿岸地域が大津波により壊滅的な被害を受け、人的被害は1,433人にのぼり、20,000人以上が避難を強いられた。物的被害においては、15,815棟の住宅が被災した。本市内の全域において、水道や電気といった社会インフラ等に甚大な影響を及ぼし、基幹産業である水産業や製造業の主要な工場等も甚大な被害を受けた。被災した事業所は3,314事業所(市内事業者所の約8割)、また、被災従業者は、25,236人(市内従業者の約8割)にもものぼり、早急な生業の創出及び震災前の産業水準への再生、更なる発展が必要不可欠な状態にある。

このような中で、本市の中核的産業を担い得る立地企業の設備投資を支援することにより、本市の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の中核的産業である水産業及び水産加工業等の活性化のため、水産養殖業について、立地企業の投資を支援、体力強化を図り、雇用機会の創出を促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地するNTTグリーン&フード株式会社(以下「対象事業者」という。)が、気仙沼市小泉区において、陸上養殖事業を行うために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市は、遠洋・沖合漁業の根拠地として全国屈指の水揚げ高を誇るとともに、沿岸域では養殖漁業や定置網漁業、小型漁船漁業が営まれており、水産業を基幹産業として発展してきた。そのため、製造業に占める食料品製造業の割合が高く、また食料品製造業に占める水産加工業の割合も高い特徴があるが、震災前と比べ、事業所数・従業者数・製造品出荷額のいずれも回復傾向にはあるものの、未だ震災前の水準には及んでいない状況にある。また、安定しない水揚量の影響が水産加工業だけでなく製氷業等の水産加工関連事業にも影響を及ぼしている。

今般、対象事業者が実施する陸上養殖事業は、本市の自然環境に合わせ品種改良を施したギンザケなどを中間魚まで育てる事業である。市内の漁業において水産養殖業は第2位となる中核的産業であり、且つ、本事業では水産養殖業で市内の2/3を占めることが見込まれる規模である60人以上の雇用に加え、地元事業者においても新たな雇用が見込まれるなど波及効果も期待できる。生産量は250万尾を計画しており、本市の基幹産業である水産業の拡大に資するとともに、毎年安定した供給が見込めることで、水産加工業及び水産加工関連事業のさらなる発展に資する。したがって、本事業による雇用効果や経済効果は大きく、本計画の目標に掲げた「地域経済の活性化及び雇用機会の創出」を図るために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社みずほ銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本市の基幹産業である水産業の拡大とともに、毎年安定した供給が見込めることで、水産加工業及び水産加工関連事業のさらなる発展も期待できる。また、本事業により、60名の新規雇用創出が図られ、震災により喪失した本市の雇用機会創出に資するものである。

これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と、雇用機会の創出など地域経済の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、気仙沼市、宮城県、株式会社みずほ銀行、対象事業者を構成員とする気仙沼市復興推進協議会(地域協議会)において、法第4条第6項に基づく協議(書面協議)ならびに法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である宮城県からの意見聴取を行った。